

第七回 参議院大蔵委員会會議録第二十七号

昭和二十五年三月二十二日(水曜日)午前十時二分開会

本日の會議に付した事件

- 所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 富裕税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 資産再評価法案(内閣提出、衆議院送付)
- 相続税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻内辰郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。本日の議題は、所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法案、資産再評価法案、相続税法案、法人税法の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたします。これらに御意見を述べたいと存じます。この際にお願ひいたしたいと存じます。

○油井賢太郎君 再評価税について、よくとお伺ひしたいのですが、今までのインフレの当時でありましたら、資産というものが法人などの場合には勝手に評価をし直すことはできない制度になっておりました。その関係上幾らインフレでも資産というものを欠損において直すことはできないということになっておつたのですが、今後デフレの傾向にあるときに再評価をいたしたく、このデフレによつて生ずる損害の穴埋めをしたいというふうなことを図られる場所が多いと思うのですが、その場合に、今までの資産評価であつて

は低過ぎるが、これを再評価によつて上げたその差でその事業のいわゆる赤字をカバーして行くという場合に、再評価税として更に税金を取るといふのはちよつと根本的におかしいと思われれるのですが、その点についてどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 欠損の補填の関係につきましては、再評価法百一條の規定を設けておるのであります。普通の欠損の場合は、原則として積立金等が先ず補填する、それで尚不足する場合におきましては再評価をして補填するということをお認めしております。が、お話しのように法人の所得税の計算におきましては、事業年度ごとに損益を打切つて計算することになつております。従ひましてその欠損が生じた場合に亘つて繰越控除を認めただけでありません。今までは一ケ年だけしか繰越控除を認めていなかったものであります。今後におきましては五ケ年の繰越控除を認めるわけでございます。従ひまして原則として欠損は、そういうふうな方法によつて処理して行くのが正しいのではないかと思つております。今度の再評価法に基きます再評価は今回限り認める特別の再評価差額金でございますので、今回限りやります再評価差額の中から今までの欠損は臨時に認めるということにいたしておりますが、今後恒久的な制度といた

しましては更にその都度商法の特例を設けて、この種の含み利益から償却するということを認めるのは如何であらうかと考えておりますが、建前は今申しました今回の再評価差額から普通の積立金を崩して尚欠損が残つた場合、その部分につきましては再評価積立金から償却することを認めております。大体さうにいたしておるのであります。

○油井賢太郎君 戦後のインフレの急騰によつて資産の評価というものは当然変えなければならぬのは御承知の通りであつたと思つたのですが、どういふわけでの再評価を許さなかつたのですか、今までは……

○政府委員(平田敬一郎君) 大体商法におきましても税法におきましても、すべて御承知の通り取得価額と申しますが、現実には取得した価格、それをすべて基礎にすることにいたしておるのでございます。大体普通の場合でございます。若干の物価の増減がござりまして、それによつてそのままやつて行くのが正しいと考えられるのであります。従ひましてこれを時価によつて一々変えることを認めることは原則としていたしておらないのであります。取得価格は原則としてこういう場合にござりましても商法の規定ではこれを認めないことにいたしておるのであります。今までも確かに今度の再評価を認めなくてはならぬ事情はあつたかと思つた。あつたかと思つたが、こういう処置を毎年そのとき

の状況に依りまして余りたび／＼認めることになりますと、到底企業の方も官庁の方も事務の処理が困難である、非常に複雑を極めまして必ずしも妥当ではないと考えられるので、今まで認めて参つていなかったものであります。ただ企業再建整備法を作ります際において、固定資産の再評価をやるかやらないか、当時において大問題を惹起したのであります。当時においては、得る限り物価水準を低位に維持すること、何とかがインフレを喰止めようということに全力を注いでおりましたので、まだ再評価をするというふうな決意までつかなくつたやうなわけでございます。従ひましてこの問題は、いづれ解決しなければならぬ問題になつていたわけでございます。今回その問題を解決しようというやうなことでもござりまして、従ひまして若干遅れた点は多少あつたらうと思つたすけれども、実際どういふ複雑なむすかしいときでござりますので、或る程度の見通しがついたときになつてそのやうな再評価をやりますと全般的に切換るといふのは、処理の仕方としては正しい考え方ではなからうかと思つております。

○油井賢太郎君 それはインフレの上昇の場合にはやはり適当な再評価を毎年やるべきだつたかと私は思つておるのであります。今局長のお話によるとまあインフレを止める一要因として再評価を認めなかつたというお話があるのですけれども、これは反対に考えますと税金を

余計取るために再評価を認めないというふうな考え方が多分にあつたのではないかと思われれるのですが、あなたはその考えにならないでしようか。つまり資本金を殖やさない、資産を殖やさないという点において、結局税金の面においてインフレ利益というものをそつくり政府が取つてしまふという傾向があつて、その累積は今日になつてデフレになつたときに、あらゆる企業というものは殆んど税金の面において成り立たないというふうな原因をなしておる、こう思つたのです。これに対しては今でも永年大蔵省において専門にやつておられた局長としてのお考えを承りたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 私は今申し上げましたように、戦後のインフレ・ションというものはなかく、簡単なことでは終らない、やはり各方面におきまして、或る程度止めるためにはやはり負担をして行くことは必要止むを得ないことではなからうかと考へたのであります。御承知の通り最近インフレによりまして閣下特別に利益した人はあつたかと思つたが、個人の家庭におきましても、企業におきましても、あらゆる方面で非常に戦後の苦しい行き方でも何とか切抜ける。財政におきましても同様でありましてあらゆる財源を集めまして、それで何とか一つ財政の面から赤字が出ましてインフレにならないようにしていきたい。ところがなかなか徹底し切れませんので、御承知のやうな状態になつてきた次第でござ

ざいですが、かような場合におきましては、どうもこのような再評価というところによつて、問題を根本的に解決するということが實際問題として、なかなか行われたいというような状況にあつたものと考えます。私は個人的に申しますと成るべく早くやつた方がよかつたと思つております。併し時期から申しますと、大体最近は若干物価下落の傾向にありますけれども、併し前の物価水準に比べますと、現在は御承知の通り非常に高い水準でございまして、又大体におきましては現在の水準のところまで極力努力を拂うといふのが諸般の考え方でありまして、こういう段階になりましたときに、これを行いますときは率直に申しまして若干遅れる感もありませんが、時期としては遅れていない、むしろ昨年の初頭私共がこの問題を一般に持出したときからは、未だ安定の見通しはつかんから時期尚早だといふ民間の音が相当あつたのであります。併し私は結局におきましてこの案を執行する段階のときには、そろ／＼丁度よい頃になるのじやないかといふことを、その当時話したようなことも今記憶するのでございしますが、そのような場合におきまして、若干遅れたらいいはございすけれども、今行いますといふことは、私はやはり見通しのつきました現段階でございすので、時期としましてはそ

大部分の事業がそんなことになりはしないかと思つております。それに対して何か特例を設けた方がよいのじやないかと思つておりますが、今回限りというのはどういうわけで今回限りでなくともならないかといふことを伺いたい。

適用しました再評価税が超えました場合は、その超える部分の金額は漸次繰り延納することを認める。而も延納額に対しては利子税も取らないといふことにいたしております。この税額は最後に再評価積立金を資本金に組入れて株式等に交付する際、その際は納めて貰う、そのときまでは延納を認めるといふような方法によりまして、お話になりましたような企業も将来を見通し、この際再評価できるやうにいたしたいといふやうにいたしたのでござい

直接これだけに対して六%なら六%取らなくちやならないといふこの趣旨がどうもよく呑み込めないのですがね。これは例えば工場であれば持つている資材とか製品とかいふものと同じやうにどうして見なかつたかといふ点ですね。適当に再評価利益が出たら、それは今までの税法によつて利益として出たやうな場合には、当然取らるべき税金をこの分だけ特に六%取らなくてはならないといふ根本理念はどこにあり

合、これははつきり今までの税法でございすれば、やはり取得価格とインフレによつて値上りした差額が利益に算入されて課税されて来ておるわけでありませう。企業が進んで評価増を出しますと、従来の税法によつてもこれは利益にならないのでありまして、これも課税所得に算入されて来ておるのでございす。そういう関係がございす。それから個人の場合においても御承知の通り今まではとにかく家屋を十

〇政府委員(平田敬一郎君) 今のお話のよな点がございすので、再評価の納付につきましては重大なるシヤウブ案に対して修正を加えたやうな次第でありまして、現在、現状は余り利益が上つておらない、併しここ二、三年後或いはその後におきましては十分経営を建直して、合理的な利益を上げ得るといふやうな見通しをつく企業は、シヤウブ案の最初の案によりましてなかなか再評価しにくいと思つております。或いは一律強制にやるのでございすので、或いはそらういふやうにすればでき

〇政府委員(平田敬一郎君) 今のお話のよな点がございすので、再評価の納付につきましては重大なるシヤウブ案に対して修正を加えたやうな次第でありまして、現在、現状は余り利益が上つておらない、併しここ二、三年後或いはその後におきましては十分経営を建直して、合理的な利益を上げ得るといふやうな見通しをつく企業は、シヤウブ案の最初の案によりましてなかなか再評価しにくいと思つております。或いは一律強制にやるのでございすので、或いはそらういふやうにすればでき

〇政府委員(平田敬一郎君) 御承知の通り、棚卸資産、この方のインフレによる値上り利益は全額利益なりまして、法人税が三五%かかるわけにございす。百万円の資産も一般の物価騰貴によつて三百万円に値える。こういう場合に於いては、その二百万円が実は益金に算入されて、それが普通の所得を構成するわけにございす。このやうな

〇政府委員(平田敬一郎君) 御承知の通り、棚卸資産、この方のインフレによる値上り利益は全額利益なりまして、法人税が三五%かかるわけにございす。百万円の資産も一般の物価騰貴によつて三百万円に値える。こういう場合に於いては、その二百万円が実は益金に算入されて、それが普通の所得を構成するわけにございす。このやうな

〇政府委員(平田敬一郎君) 御承知の通り、棚卸資産、この方のインフレによる値上り利益は全額利益なりまして、法人税が三五%かかるわけにございす。百万円の資産も一般の物価騰貴によつて三百万円に値える。こういう場合に於いては、その二百万円が実は益金に算入されて、それが普通の所得を構成するわけにございす。このやうな

〇油井賢太郎君 今回限りと思つて申しますが、今回限りはできない。併し来年なり再来年になつて事業が固まつて来たときなら再評価できるといふ事業も相当多いと思つて、恐らく

〇油井賢太郎君 今回限りと思つて申しますが、今回限りはできない。併し来年なり再来年になつて事業が固まつて来たときなら再評価できるといふ事業も相当多いと思つて、恐らく

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

〇油井賢太郎君 再評価による益金を

だらうと思つてあります。そういうことにおいて、今後におきましては再評価する方が有利になるわけでありませう。従つてこの際再評価差額に對して、再評価差額と申しませうのは、今回の特別な措置を講じないとするならば、その後の資産の増価分につきましては当然利益を構成するわけでありませう。即ち今の放つて置きますれば、減価償却が認められないで結局それだけ法人の利益が膨らむということになるのでございまして、それを結局どうするかという問題でございませう。即ち今申しましたように従来から課税になつて来たものとのバランスを計ることが一つ。それからもう一つは、先程申し上げました債権者、預金者というものは損をしておりませう。こういう損をしておる人に何か補償的な救済をやつたらどうかという考え方もあるわけですが、これは到底技術上不可能である。そうしますと、やはりインフレによりまして債権者、預金者が損をするのは辛抱して頂く。そういう点から考えましてとにかく現物固定資産を所有しておりますような場合、インフレーションによりまして価格が値えまして損をしなかつた場合には、何がしの税金を納めて貰つてもいいのではないかと、六%課税の根拠でございませう。従つてそういう意味でノミナルな課税にしようというわけでは差額の六%を再評価税として納めて頂くことにいたしましたのであります。尚若干副次的な作用をいたしまして全然税金をかけないことにいたしました。やはり高い評価になり勝つと思つて、高く評価すれば将来有利になるからであります。従つて若干の税金を

かけましてみずから自重して手固いところで再評価をする、こういう副次的効果もあるのではないかと考えております。

○油井賢太郎君 今のお話で大体分りました。現在赤字のある会社等について赤字を補填するため一応再評価をして赤字を埋め、それで健全な内容に、内容というより資産表というものを作成して、次の踏出しを健全に持つて行くという場合に、再評価をしたものに税をかけるということはおかしいと思つて、再評価とみなさないで、別な措置をとらして赤字をカバーするというようなことは考えなかつたか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の赤字がいつ発生したかによつていろいろ違つて来ると思つて、私は今後発生する赤字でございませう、むしろ再評価積立金を補填しないで、それは税法上は赤字をそのまま残して置きます。今後の利益から繰越控除をやつた方が企業にとつては有利であると思つてあります。と申しますのは今期例えば百万円の赤字になつて、税法施行後の二百万円の利益が出た場合におきましては、その赤字の繰越を認めませんと、二百万円に對して三五%の法人税をかける。これに對して新税は繰越控除を認めておられますから、二百万円から百万円を引いた残りの百万円に對して三五%の課税をするというだけのことです。従つて再評価積立金で補填するということになりませう。その際は六%しか実質は軽くないという関係が、ございまして、従つて今後の欠損はむしろ固定資産の再

評価積立金で相殺するということではない方が有利ではなからうかと考えませう。もう一つ二十四年度までに発生した赤字でございませう。この赤字につきましては先程申しました通り、先ずやはり税法におきましては従来法の利益の既得権を認めまして、一年間だけの利益からの繰越控除は認められたわけでありませう。従つて一年間の利益の繰越控除を認める限りにおきましては、やはりその後一年間の事業年度におきまして利益があれば、事業は再評価積立金で補填すれば有利になる、三五%軽減を受けることになるわけでありませう。ところでそういうことのない場合は先程申し上げましたように、そういう赤字は原則としてやはり既往の積立金、これからとるのが本当であらう。尚赤字が出た場合におきましては再評価積立金から減額することを認められておられます。ただこの点につきましては税法上におきましてはやはり繰越損金として控除を認めておられますものは一年間ということに限定して、すべてそういう課税方法をとつておられますのでやはり税法の計算にはその原則でやつた方がいいのではないかと、再評価の方では特別のものでございませうからやはり帳簿価格と再評価積立金の差額、それを課税標準として六%課税するというのが一般的には公平ではなからうかという考え方で再評価税法を立案したわけでありませう。

○委員(櫻内辰郎君) 他に質疑はございませうか。

○木内四郎君 この間からいろいろ主税局長に御質問したんですが、主税局長では非常に苦心をして作られて事務

的には非常によくできておるのですが、ただ主税局長でこの案を作られるまでに至つた経過を新聞なんかで拜見して見ると、もつと下げようと努力は相当されただらうと思つて、新聞で伝えられた最高税率の五五%を百万超に持つて行くという案が作られた、その点についても相当努力されたことはよく承知しておりますが、今日いろいろ財政上の理由その他いろいろ理由があつていろいろものに落着いたんだと思つて、それに対してどうしよう努力されたが、止むを得ず財政上の理由その他ここに至つたというその理由を、もう少し計数その他で伺いたいと思つて、例えばあなたの方では五十万超、五五%というのはおかしからこれを百万超にしたいという案を作られ、そしてできるだけ負担を軽くしたいと思つたが財政上の理由その他でできなかったというように、これだけ努力したが現在の段階ではできなかったんだということになれば国民も納得するだらうと思つて。

○政府委員(平田敬一郎君) 所得税につきましては御承知の通りシャープ案が法制化されてから各方面でいろいろ批判がございませう、私共も事務的の見地から事前におきましていろいろ意見の交換をいたしましたのでございませう。その後におきましてでもできる限り実情に即する妥当な案を作成すべく努力いたしたのでございませうが、その際今問題になりましたやはり勤労者控除を従来の二割五分を一挙に一割に圧縮する、これは理由は確かにあると思つて、つまり事業所得と勤労所得の負担のバランスを図るといふのが主たる

目的でございまして、そういう見地に立ちますとやはり確かにシャープ勧告も私は有力な理由があると思つておるでございませう、現在もそうでございませうが、併し如何にも一挙にしまして二割五分を一割まで圧縮すること、これは本当に大したことないでございませう、余りに影響が大きいのでこれを緩和したいと、少くとも一割五分に持つて行きたいと、これを第一に調整したいと思つて、最後にやつと通りまして提案いたしておりますが、これでシャープ案に比べますと約百三十億程度の税額の減収に相成るのでございませう。

それからその次の問題は、基礎控除の問題でございませうが、基礎控除は、ともかく一萬五千円が二萬四千円にシヤープ案はなつていたのでございませう、はなから申しますと相当な引上げでございませう、これもそうせつていく程のことでもなからうかと考えていたのでもございませう。もとよりこれらにつきましても、将来事情が許せば考えた方がよいのじやないかというところは考えておりましたが、先ず二十五年度としては辛抱するより外なからう、できれば基礎控除を少し上げたいという気持ちであつたのでございませう。

もう一つの問題は、御指摘の税率の問題でありまして、税率は結局三十万超が五五%にとどめる。その五五%でとどめるという考え方は、私は今の

税務の實際並びに富裕税の創設という点から考えまして、これは一般にいわれておりますよりも、案外よく考えてみますと相当合理的な根拠がある。私共最初所得税の税率を五五%に止めるという事は、如何にもどうもどうもあるうかという感じを強く持った点も、率直に言うとおつたのですが、併しやはり一方におきましては、今度新しく市町村民税としまして税額の二割程度附加税みたいなものがかかつておる。それを入れますと、実は六六%になるわけでございます。

それからその外に富裕税を起しまして、これで財産所得に対して重課するというシステムをシャープ案は勧告した。この富裕税をやるかやらないかにつきましては、實際はいろいろな議論がございまして、名目的な財産税として大蔵省でも多年に亘つて研究して参つたのでございますが、実行上の問題その他の点を考えてなかく具体的なやろうという決意は実は今までいたしかねて来たのでございます。併し富裕税を一方において起して、財産を標準にして財産所得に対して一面においては重課する、他面におきまして所得税の高い税率はできるだけ下げる、これは確かに有力な一つの考え方だろうと、いろいろその後検討してみました結果、やはりロジカルには相当これも通つておる議論ではないかと私共も考えておるのでございます。ただ問題は、この五五%の適用を受ける所得階級の三十万円が果して妥当かどうか、それからその下の所得税の税率の刻み方が果して妥当であらうかどうか、この辺は相当問題にする必要があるのではないかと、まあいろいろ

私共検討して見たのであります。率直に申しまして、理想を申し上げますならば、せめて最高は百万円ぐらいのところを五五%を用ひまして、それから所得税の税率の刻み方が五万円から八万円、十万円、十二万円というふうな小刻みに累進率が上つて行つておりますが、その辺の適用階級を二三階級としまして、上の方に適用階級を持つて行きますと、それで所得税の税率を構成することになります。余程これは税率としては姿のよいものになるのではないかと、このことを考へまして、いろいろ研究して見たのでございまして、たださういふふうになりましますと、税額に相当大きく響くのでございまして、上の方だけを單に三十万円のものから百万円に持つて行つて、二十万円だけ五五%ということでは、百萬元だけ五五%という事でございまして、そう大したことはないでございまして、下の方から順々にずらして行くということになりますと、税額に相当響くのでございまして、今申し上げました趣旨で作りました一つの案に比べて、それだけで二百億円ぐらゐの減収になるといふようなことにもなつたのでございまして。勿論さういう案を作りまして、財政事情が許すならば、或いはさういふところまで行くのも一つの方法じやないかと、いふうに考へて研究してみたいのでございまして、これでも、とにかくそこまで本年の財政事情としては行き難い、という事になりまして、その問題は、今回提案しました程度で一つ今回としては提出しようということに決定いたしましたのでございまして。

それから基礎控除につきましては、

これでもやはり少しでも低めた方がよいのではないかと、このことを考へて、財政の事情と睨み合せまして、まあ氣持だけでございまして、二万四千円を二万五千円に引上げて提案すること、このような事情に相成りましたことを、御参考までに申上げておきたいと思つてございまして。

○木内四郎君 今の百万円超五五%として、あとの方の税率をあなたの方の言うようにせられて恰好のよいものにするれば、今言われ二百億円ぐらゐで済むのですが、もつと減ることになるのではないですか。
○政府委員(平田敬一郎君) 今の所得税の八万円の階級をなくして、それから十二万円の階級をなくして、税率をずらして行きますと、まあ大体二百億円前後で済むのではないかと見ておりますが、それよりもつと勿論欲張つた案もございまして、如何なる点か一つ行きますのは、如何なる点か一つても無理でございまして、まあ私共研究いたしました案は、そのような案であつたのでございまして。
○木内四郎君 實際問題としては、非常に困難かも知らんが、仮に勤労控除を倍くらゐにしたら幾らく減るのですか。
○政府委員(平田敬一郎君) 資料をお手許に確かお配りしてございまして、勤労控除を二五%を一五%に圧縮したことによりまして……
○木内四郎君 勤労控除じやなく、基礎控除。
○政府委員(平田敬一郎君) 基礎控除につきましては、先般木内委員からの御要求がありまして、二万五千円を五万円に引上げる場合を係に計算さして

みたのでございまして、さうしますと七百五十億ぐらゐの減収になるようでありまして。賦課額で七百五十億の減収になります。ただ、このうち申告所得税は三百五十億の減税でありまして、これは賦課額の計算でございまして、収入見込ではこの七五%を計上しておりますので、三百五十億の二五%程度は、予算で最後に見込みます場合には、七百五十億よりも減が少くなるかと思ひますが、いづれにいたしまして、六百億乃至七百億程度の減収は免れ難いと、かように思つております。

○木内四郎君 あなたの方で、いろいろな改正案を去年の所得に対して適用すれば千九百億減税になるといふ案がありまして、あの表をちよつと説明して貰いたいのですがね。
○政府委員(平田敬一郎君) 衆議院の奥村委員の御要求によりまして提出しました資料を、お手許にお配りしてあるわけでございますが、この計算によりますと、所得税は千九百三億六百万円の減収になるといふ計算であります。これは今お話のように、二十四年度の予算に当嵌めました数字ではございませんで、二十五年度の改正後の税法を見込んでおりますところのそれ、この国税のベースに、現行税法をそのまま行くとしますならば、幾らの収入になるか、その収入と改正後の税法による収入とのそれ、の項目別の増減比較表でございまして、予算に現われておりますのは、御承知の通り昭和二十四年度の予算は三千億、二十五年度の予算は二千五百億であります。五百億の差でございまして、それは二十五年度におきましては、二十四年度全体に比べて、課税所得の増を或る程度見

込んでありますので、その部分による増、結局これだけの差が出て来るということでありまして、これによりまして計算しましたが、これは勿論計算の正確を期するために、つまり賦課税額でございまして、賦課税額の増減をとつております。基礎控除を一万五千円を二万五千円に引上げることによつて三百九十九億の減、扶養控除、今は税額控除を千八百円にございまして、所得控除を一万二千円に改めることによりまして七百八十二億の減、反対に勤労控除の二五%を一五%に引下げることによりまして、これは逆に二百二十八億の増になるのでございまして、それから従ひまして、さつき申し上げました百三十億と申しますのは、逆にシャープ案の一〇%から一五%に改めた部分による減税額であります。それから税率の改正によりまして五百十七億、合算課税をやめることによりまして二百七十六億、それから配当所得のうち源泉徴収を見合せること等によりまして二十億、扶養控除の範囲を学生或いは農家の家族就業者等にも拡張することによりまして減税分が七十六億、それから勤労所得と書いてございまして、これは変動所得のミスプリントでございまして訂正いたします。変動所得が五ヶ年平均課税にすることによりまして、それによる減が二十三億、それから評価増によりまして個人の營業用の資産も減価償却は殖えたと見ておりますが、この半面再評価税の方で若干入つて来るのを見ておられますけれども、これは二十億、その他いろいろ災害とか医療控除とかこれも概算で十五億というふうなものを見ております。その他若干技術的な面で最後に出て来ます計算

上の減が一億五千万円に達するようであり、合せまして千九百飛んで三億余の減税になるようであります。尙これに源泉分と申告分と分けますと、源泉分が六百十億、申告分が千二百九十二億となるようであります。源泉は極めて明確でありまして、二十四年度の源泉課税の予算は千二百九十二億になると思ひます。それから最近の実績で行きますと、この方は若干増収が出るようでありまして、恐らく千四百億前後まで行かないにしても、五、六十億少くとも殖える、来年度も今の税法で行きますと、千六百億ぐらゐになるところであります。それが予算では同じペースで計算しまして九百八十三億を見ておるわけでございます。源泉所得税は従いまして非常に易いのでございまして、現行税法をそのまま据置く場合に比較しますと、少くとも六百億ぐらゐの減税になるという事は非常に明瞭でございます。申告所得の場合におきましては、所得の増減は果してどうかという事は問題がございまして、いろいろ細かいところにおきましては問題がございまして、予算の説明にいたしたような程度の所得の増加がある、その際税法の改正によりまして、一般的な所得の増加の外に税法の合理化、並びに税務官庁の能率化、申告成績の向上等を期待しまして、昭和二十三年の所得調査の把握率に比べまして、二十五年におきましては勤労と農業は三割だけよくなる。営業は六割だけよくなる。その代り課税所得を若干の増の外に余計見ております。従いまして減収額が比較的少いのでございまして、税の控除引上げによる減というの、シャワー勸告案にもたび

たび言つておりますように、実は予算面上に現われてゐる増減額よりも遙かに大きいものであるという事は、さつき申上げた通りでありまして御検討願ひたいと考えている次第であります。○木内四郎君 御説明で大体分つたのですが、どうも我々素人にはちよつと理解し兼ねるのは、千九百億余り減るようなことになるにも拘わらず、五百六十七億ですか、どうも一般にはびんと来ないのですけれども、その間の説明をもう少し伺ひたいと思ひます。所得を今あなたが言われたような程度の増加見込でそういう計算になるのかどうか。○政府委員(平田敬一郎君) 源泉所得の場合は、先程の御説明でお分りかと思ひますが、これは完全に比較的簡單に六百億の減税という事は言ひ得るのであります。予算の上では、それがすでに二十四年度の中途において減税しておりますのと、それから最近の状況から見ました来年度の見積り額といたつてはほぼ確実でございます。その差はつきり出ている。申告所得の關係はやはりつきりしないと思ひますが、これは予算の説明にありまして、二十三年度の課税所得を基にしてあります。二十四年度につきましては、まだ確定した統計がございせんので、そこで二十三年度の課税実績を基にして、それに対して生産、物価、賃金、雇用の増減率を乗じまして、二十五年の課税見込所得というものを算定してゐるのであります。この増減見込を見ます場合におきましては、安本で計算しておりますところの国民所得の増減の見込とほぼ同じよ

うな方法でやつております。私共の方では更に課税所得の特例等を考えまして正確を期しております。例えば農業所得の場合でございますと、大体秋の米価がパライイで一六八になる。それから春作は一六四になる。二十四年の所得について計算しました米価は一五四であります。農産物の〇は、二十五年度は或る程度上るということ前提にして所得を出してあります。政府の安本の計画に従ひまして生産も或る程度殖える、確か二十三年に比しまして七割でありましたか、二十四年に比しまして三割ぐらゐの増加と思ひますが、そういう増を見てあります。それで農業所得の課税所得を算定してあります。それから営業所得の場合におきまして、生産と物価の増を見てあります。この物価の増について、大体の見が恐らくあると思ひますが、大体において歳出予算と同じように、九月の物価水準が適宜、〇は上るものもあり、間は下るものもあるであります。大体におきまして政府としてはデニス・インフレの線を堅持しまして、物価水準は若干上るかも知れないが、大体横這いという傾向を前提にして收入を見てありますので、従いまして生産が殖えるだけ二十五年の営業所得も若干殖えるという計算の上に立つておるのであります。その外にさつき申し上げましたように、税法の合理化並びに官庁の能率化、それから納税者の申告成績がよくなるという点を考慮しまして、農業所得と勤労所得につきましては、三割の自然増加の外に能率の増を見てあります。それから営業所得につきましては、これは大分実は高いようでございますが、この問題と

しまして課税漏れ等がございまして六割の増を見てあります。そうして、課税所得を計算してそれ〇〇改正後の税率を適用しまして、新らしい二十五年の予算の千五百三億の見積りをいたしておるのであります。その外に更に若干申しますと徴収歩合七四〇を見てありますが、今度の申請しました二十五年度の実績の状況から申しますとそれより若干下廻るかも知れません。従いましてこの辺のところを相対的に申しますか、行くべき姿を考えまして、極力合理化を図らうというところで見積りを考えてあります。従いまして同じような方法によりまして、今の税法で当てはめて計算しますと、実は二十四年度の所得税の予算額に比しまして、相当来年はそのまゝ行けば増加するということに相成るのであります。その増加すべき所得税に對しまして、予算に見積つた所得税の開きがどうなるかという事を計算しましたのが今御説明しました数字であります。従いまして、これが私共技術的に申しますと、従来すつと前、税の増減、税をばじき出す場合におきましては、概ねさような方法によつてやつておりました。そういうような方法で計算いたしますと、まあ今申上げましたような方向になるということでございます。大体その程度御説明申上げて、尙具体的な問題がございましては、お答えいたしたいと思ひます。

○油井賢太郎君 今お話の中に、去年の九月頃は成る程物価も横這いで、デニス・インフレの線だつたか知らんが最近の傾向はあらゆる物価が下落の方向を辿つてゐる。それから生産が相当

殖えてゐるにも拘わらず有効需要が伴わないから下落してゐる。而も一方においては金詰りのために拍車をかけられてゐる。そういう点からいつて、今度の予算等においてあなたの方で計算なさつてゐるだけの所得税が實際取れるかどうかという事は私は疑問だと思ふ。これについて確信はありなですか。○政府委員(平田敬一郎君) 将来の見通しはなかく問題があると思ひますが、この点につきましては私共率直に申上げて、大体最近が政策の影響の現われた一番大きなときではなからうかと思ひます。来年度の予算は建設費等の歳出は相当殖えてあります。それから殊に投資財方面の有効需要を増加するような方面の歳出は相当多いのでございまして、そういう方面が相当出て来るだろう。それから見返資金の方も最近六ヶ月ぐらゐ、実は手続その他の關係で現実の放出が遅れて来たようでありまして、最近はそのが大體通常のコースに乗つて来つたかと思ひます。従いましてこの計画も多少今までみだりに時間的ずれがなくて、やはり或る程度行き得るのではないかと思ひます。この方法が行われますと、やはり鉄道、船舶の建造といったような面に対しては相當な資金の増になりまして、有効需要が殖えて来る。そうしますと、こういうことが廻り廻つて消費の増ということにも結局なり得ると考へるのであります。そういう点から考へますと、私は新予算が実行されまして相當有効需要が動き出すというときに申上げれば、これは余程條件は率直に申上げましてよくなつて来るのではないか。問

たび言つておりますように、実は予算面上に現われてゐる増減額よりも遙かに大きいものであるという事は、さつき申上げた通りでありまして御検討願ひたいと考えている次第であります。○木内四郎君 御説明で大体分つたのですが、どうも我々素人にはちよつと理解し兼ねるのは、千九百億余り減るようなことになるにも拘わらず、五百六十七億ですか、どうも一般にはびんと来ないのですけれども、その間の説明をもう少し伺ひたいと思ひます。所得を今あなたが言われたような程度の増加見込でそういう計算になるのかどうか。○政府委員(平田敬一郎君) 源泉所得の場合は、先程の御説明でお分りかと思ひますが、これは完全に比較的簡單に六百億の減税という事は言ひ得るのであります。予算の上では、それがすでに二十四年度の中途において減税しておりますのと、それから最近の状況から見ました来年度の見積り額といたつてはほぼ確実でございます。その差はつきり出ている。申告所得の關係はやはりつきりしないと思ひますが、これは予算の説明にありまして、二十三年度の課税所得を基にしてあります。二十四年度につきましては、まだ確定した統計がございせんので、そこで二十三年度の課税実績を基にして、それに対して生産、物価、賃金、雇用の増減率を乗じまして、二十五年の課税見込所得というものを算定してゐるのであります。この増減見込を見ます場合におきましては、安本で計算しておりますところの国民所得の増減の見込とほぼ同じよ

うな方法でやつております。私共の方では更に課税所得の特例等を考えまして正確を期しております。例えば農業所得の場合でございますと、大体秋の米価がパライイで一六八になる。それから春作は一六四になる。二十四年の所得について計算しました米価は一五四であります。農産物の〇は、二十五年度は或る程度上るということ前提にして所得を出してあります。政府の安本の計画に従ひまして生産も或る程度殖える、確か二十三年に比しまして七割でありましたか、二十四年に比しまして三割ぐらゐの増加と思ひますが、そういう増を見てあります。それで農業所得の課税所得を算定してあります。それから営業所得の場合におきまして、生産と物価の増を見てあります。この物価の増について、大体の見が恐らくあると思ひますが、大体において歳出予算と同じように、九月の物価水準が適宜、〇は上るものもあり、間は下るものもあるであります。大体におきまして政府としてはデニス・インフレの線を堅持しまして、物価水準は若干上るかも知れないが、大体横這いという傾向を前提にして收入を見てありますので、従いまして生産が殖えるだけ二十五年の営業所得も若干殖えるという計算の上に立つておるのであります。その外にさつき申し上げましたように、税法の合理化並びに官庁の能率化、それから納税者の申告成績がよくなるという点を考慮しまして、農業所得と勤労所得につきましては、三割の自然増加の外に能率の増を見てあります。それから営業所得につきましては、これは大分実は高いようでございますが、この問題と

しまして課税漏れ等がございまして六割の増を見てあります。そうして、課税所得を計算してそれ〇〇改正後の税率を適用しまして、新らしい二十五年の予算の千五百三億の見積りをいたしておるのであります。その外に更に若干申しますと徴収歩合七四〇を見てありますが、今度の申請しました二十五年度の実績の状況から申しますとそれより若干下廻るかも知れません。従いましてこの辺のところを相対的に申しますか、行くべき姿を考えまして、極力合理化を図らうというところで見積りを考えてあります。従いまして同じような方法によりまして、今の税法で当てはめて計算しますと、実は二十四年度の所得税の予算額に比しまして、相当来年はそのまゝ行けば増加するということに相成るのであります。その増加すべき所得税に對しまして、予算に見積つた所得税の開きがどうなるかという事を計算しましたのが今御説明しました数字であります。従いまして、これが私共技術的に申しますと、従来すつと前、税の増減、税をばじき出す場合におきましては、概ねさような方法によつてやつておりました。そういうような方法で計算いたしますと、まあ今申上げましたような方向になるということでございます。大体その程度御説明申上げて、尙具体的な問題がございましては、お答えいたしたいと思ひます。

○油井賢太郎君 今お話の中に、去年の九月頃は成る程物価も横這いで、デニス・インフレの線だつたか知らんが最近の傾向はあらゆる物価が下落の方向を辿つてゐる。それから生産が相当

額は債務償還費の千二百億、一般会計、特別会計を通じて行われることになつておりますが、この償還しました資金が大部分は銀行預金部等から又民間に出て行くわけですが、果して適宜適切に有効に出て行くか行かないか、これは大分問題があると思ひますが、これとても私は今までと違ひまして、大体のやはりルートなり考え方が出揃つて来たようでありまして、そのデフレの傾向が強くなるというようなことはなく進み得るのではないかと、この辺に、いろいろの問題があると思ひますが、さう考へておるのでございませぬ。従ひまして新予算が実行される段階になりますれば、情勢は私は幾分變つて来るのではないかと、今のところ又政府としましては極力さういふ手段を取りまして、デイス・インフレの線に持つて行きたい。例へば現在非正常に織物等の物価が下落しているものもございませぬ。併し反対に圓を上廻つて

れば、これは昨年度におきましても徴收方法を若干修正をいたしました、さういふことは絶対ないとは申し上げかねますが、今の段階におきましては先ずこれで御審議願つて御賛成を得るに十分ではなからうかと、かように私共は考へておるのであります。

○油井賢太郎君 今のお説は大変樂觀論みたのですが、織物というところを挙げに上げたのですが、一つの事業がやはり相当の下落をいたしますれば、それに關連した事業も段々と悪くなつて来るというところは当然あり得ることでありませぬ。實際消費資材があらゆる面において大体相当の下落をしておるというのが現状です。さういふ点から見て、この所得税法によつて政府が考へておるような税の徴收が行われるかどうか今から疑問を持ちませぬ。それについては将来のことでもありませぬから一応打ち切りたいと思ひませぬ。

それから再評価税についても少し質問いたします。個人の所有する不動産といふものはすべてこの際再評価をして、その差額の六割を納めるということにすれば、将来その不動産を売買しても、再評価された額との差だけを所得と見られるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の点なかなか複雑でございますから御説明申上げて置きますが、個人の所有する資産に對しては二つございませぬ。一つは個人の企業が所有している企業用の資産でございませぬ。例へば工場とかか或いは営業用の家屋、さういふものがございませぬ。さういふ個人の企業が所有しておられます減価償却資産につきましては、これは再評価するか、しないかは個人の任意にいたしてございませぬ。

評価をいたしますれば先程申し上げましたように、再評価額がすべて基準になりまして、減価償却の計算の際も再評価額を基にして減価償却額を計算する。その資産を他に売却した場合はその譲渡所得の計算は、その再評価額が所得税の基礎になりまして、それよりも高く売つた場合は初めて譲渡所得が出て来る。それに所得税が課せられる。再評価額に達するまでの分につきましてはこれは六割かかる。現実に十

万円で取得したものが再評価の基準で百万円になる、それを百万円で売つた場合には百万円から十万円を差引いた残りの九十万円に対して六割の再評価税がかかりませぬ。その外に所得税はかかりませぬ。その資産を百万円で売つた場合におきましては、九十万円に對し六割の再評価税がかかり、その外に十万円に譲渡所得として所得税がかかる。それを九十万円で売つたという場合には所得税はかかりませぬ。再評価税は九十万円と十万円の差額の八

割、後で申上げます自家用住宅等の場合は現実に処分したときでなければ再評価税はかけないということになるのであります。大体さういふ観点であります。企業の場合におきましては、再評価しただけ直ぐ減価償却でそれだけ減りますので、個人の企業用の減価償却につきましては、再評価税は五ヶ年間に納めて頂くということになつて

ございませぬ。これも利益がない場合におきましては法人と同じように順次繰延べまして六年目までに全部納めて頂くということにいたしましたのであります。これが企業用の資産再評価であります。

個人の企業以外の資産、例へば株式とか、自家用の住宅、さういふものの再評価は性質を違へているのでありませぬ。これは全く譲渡所得の計算上だけの問題であります。減価償却の問題は御承知のごとくございませぬ。従ひましてこれは必ず再評価をしたものとみなしまして、今後その資産を譲渡したような場合におきましては、常に再評価額を取得価額に見るのであります。さうしまして再評価税も、従ひまして譲渡がなければかからないのであります。ただ持つておるだけであると、自家用住宅とか株式等の場合におきましては再評価税はかかりませぬ。例へば十年間持ち続けております場合にもそれがからんであります。その資産を処分したときに初めてかかるので、再評価税がさつき申上げましたように再評価額自体の間はかからないのであります。再評価税を超えまして販売した場合におきましてはその差額が所得税としてかかつて来る、さういふ關係になるのでございませぬ。ただ今度譲渡所得の課税を徹底するといふ意味で、財産を他に移転した場合には、相續で移転した場合であらうと、譲渡で移転した場合であらうと、その場合に譲渡所得税を計算して課税する、さういふ建前にいたしてございませぬ。

その際におきましてはやはり再評価税を納めて頂かなければならないということになるのでございませぬ。併しさういふ間に再評価税も譲渡所得税もかかりませぬ。処分し或いはその財産を譲渡、移転したときに初めてかかるのであります。今申したように、常に再評価を

した方が大体個人にとりましては有利でございませぬので、みなす再評価を行ひまして、むしろ譲渡所得税の合理化を計らうという趣旨でございませぬ。

○油井賢太郎君 その場合において、普通営業用の不動産でない所有者、それはやはり常に財産税の設定当時におけるところの評価額から見て、十七倍なら十七倍として、政府の方ではそれを超えた分に対して譲渡所得税を認めないのでありますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 家屋の場合はお話の通り財産税の課税時期から持つておられる方の場合におきましては、財産税の評価額の十七倍みなす再評価額になります。ただその間の減価償却額を差引きますからそれより實際は少し低くなります。それを超えて売つた場合が利益になるわけにございませぬ。所得になるわけにございませぬ。

それから土地の場合は土地物価指数を取つておりますから少し低くて確か十五倍になつております。株式の場合は一般購買力指数即ち消費者物価指数を取つておりますから七、四倍でございませぬ。大体さういふものでございませぬ。ただ外の細かい点になりますが、今後におきましては譲渡所得の計算の合理化を計りますために再評価額から減価償却額を差引くということになつてお

ります。例へば今後十年後に家屋を処分した場合は再評価額から十年間の減価償却を差引いたものを所得額とみなして、それよりも高く売つた場合にこの譲渡所得になるのであります。それが理論的に正しいと考へます。その点を除けばお話の通りでございませぬ。

○油井賢太郎君 富裕の關係で今のお話の場合ですね。個人の所有不動産と

いものややはりみなす再評価額を富裕税の対象にされるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 富裕税の場合におきましても、すべて時価で評価するといふ法律にいたしており、従いまして再評価額と実際上は緊密な関係にございまして、向いむゆる資産等については時価以外の再評価を問題にいたしておりまして、個人の評価で標準の半分程度で再評価したという人が、仮にいられた場合におきましては、それをそのまま採用するわけに行かない、やはり毎年十二月三十一日現在の財産の時価を調べて、それによつて富裕税をかける。相続税の時価を標準にいたしまして、それと相統税を課税いたしておるのであります。富裕税も、従いまして相統税の評価と同じような標準をやつて行くといふことになりまして、地上権その他にもさような法定評価を設けてありますので、法定評価を認められておらないものについては十二月三十一日の午後十二時でございまして、年末の時価を標準にして課税することにしたことにおきまします。

○油井賢太郎君 それから第三十九條の再評価の方ですが、宗教法人の所有する物件については再評価額というものを課さないということになつておりますが、最近宗教法人が、宗教法人という名前の下にいろいろな営業をやつておるのですね。それは相当あるようですが、そういうものを皆税法から、いわゆる抜かれおるので、こういう結果になるのですが、この点どうですか。

実は今まで法人税を課税されていなかったような種類の法人につきましては、今回収益事業に対して所得を課税することにしたのであります。尤も事業法人と労働組合は二年程前から収益事業には課税するといふ規定を設けておりましたが、とにかく多年課税しないでやつて来たわけにございまして、従いましてこの際再評価をして、減価償却なんか殖えるからという理由で、再評価税をこの際課税するのは、少しどうも従来からのバランスから行きて行き過ぎじやないかと思ひます。この公益法人は再評価税を納めなす。この公益法人は再評価税を納めなす。この公益法人は再評価税を納めなす。

○油井賢太郎君 いや私の言うのは、いわゆる宗教法人という名前の下にいろいろな営業をやつておる、そういうものに対しては課税をされないのですか。若しされないとするれば宗教法人という名前で以て、どん／＼営業というものをおもちにこちらに拡大して行くという傾向が現れると思ふのですが、この点はどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 営業につきましては、名義というのは一応基準になります、宗教法人の名義になつておられます、実体は他人が経営しておるといふ場合におきましては仮想名義でございまして、これは真の営業者に課税することは勿論でございまして、第二といたしましては、今度法人税を全面的に改正しまして公益法人、

宗教法人、学校法人等も、すべて一般の収益事業を営みます場合におきましては、その収益事業に対する所得に課税して法人税を課税することになつておられます。この公益事業の範囲は、大體通常は営利事業として営まれるような事業を、これらの法人が営む場合におきましては、例えば旅館業等を宗教法人の名前で経営しておるといふ場合におきましては、その実体の納税義務者が、或いは本当に宗教法人の経営をしておる場合は、その収益した法人に對しまして法人税が課せられるということになるでございまして。

○委員長(櫻内辰郎君) この辺で午後一時まで休憩にしたらどうでしょうか。○木内四郎君 一つお願いして置きたいことがあるから……あなたの方で作つて出して頂いた、さつきの千九百三億の減税になる計算になるのだが、来年度は五百六十七億、あなたはさつきいろいろ御説明されておつたのですが、一般の者からすれば、あなたの方は減税に非常に努力されて、それだけの千九百三億も減税になるのだが、この言いながら實際は五百六十七億しか減税にならないといふ、どうもそこにあんなことを言つておられるけれども、實際はこれだけしかないから、このようにお考えを起しますから、それを逆な計算をして貰つて、二十四年度の所得に對して二十五年はさういふ増加の見込みがある、これに對して旧法を適用すれば幾らの計算になるのだが、それに対して基礎控除をしたら幾らになるのだ、さういふ計算は作れませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) その計算も、時間がちよつとかかるかも知れませんが、荒つぱいものならできると思ひます。○木内四郎君 むしろさうして出して貰つた方が、国民が今度の税法によつてこれだけの減税になるのだといふことがはつきり分つていいのじやないかという気がする。○政府委員(平田敬一郎君) 例へば所得が同じであるとすれば、負担が幾ら増減するかは、たゞ／＼お配りしておられます資料で分ります。所得が殖えた場合におきましては、所得が殖えなすから、殖えたことによる税が殖えなすので、その点が相殺されるわけでありまして、その点をどうするか、實際問題として個人的になか／＼むづかしい問題かと思ふのであります、大まかには今お話になりましたようなものを一つやりたいと考えております。○木内四郎君 逆になるのです。逆に来年度はこれだけになる。併しそのうちさういふものによつて千九百億とか、二千億とか、この項目の項目でさういふふうに行くから、さういふふうになつておつて予算の見積りがこれになるのだと言つた方が一般の人に示したら納得させるのにいいと思ひますが、若しできたら出して頂きたい。○委員長(櫻内辰郎君) それでは午後一時まで休憩をいたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 速記を始めて下さい。では本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会
出席者は左の通り。
委員長 櫻内辰郎君
理事 櫻田英雄君
伊藤保平君
玉屋喜章君
西川甚五郎君
木内四郎君
油井賢太郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
木村藤八郎君

委員 櫻田英雄君
伊藤保平君
玉屋喜章君
西川甚五郎君
木内四郎君
油井賢太郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
木村藤八郎君

政府委員 大藏事務官 平田敬一郎君
(主税局長)

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、身辺細貨の物品税を小売課税に改正の請願(第一二四八号)

一、衛生かばんの免税点引上げに関する請願(第一二五三号)

一、生活協同組合住宅事業に融資の請願(第一二六八号)

一、生活協同組合に課税反対の請願(第一二七四号)

一、生活協同組合および労働組合に課税反対の請願(第一二七七号)

一、白下糖の消費税撤廃に関する請願(第一二九一号)

一、消費生活協同組合住宅事業に関する請願(第一二九七号)

一、揮発油税軽減に関する請願(第一三一二号)

午後二時十五分開会
○委員長(櫻内辰郎君) これより午前引續いて開会いたします。引續き質疑をいたします。速記を止めて下さい。

午後二時十六分速記中止
午後三時五十九分速記開始

一、山形県大石田町にたばこ收納所設置の請願(第一三二七号)

一、揮発油稅輕減に關する請願(第一三三七号)

一、揮発油稅輕減に關する請願(第一三三二七号)

一、光学機用ケーンスの物品稅輕減に關する請願(第一三四三三号)

一、國家公務員共済組合法中一部改正に關する陳情(第二四四号)

第一二四八号 昭和二十五年三月一日受理

身辺細貨の物品稅を小売課稅に改正の請願

請願者 東京都台東区南稻荷町 一九全國身辺細貨物品稅法改正期成会内 越村晴久外八十四名 小宮山常吉君

紹介議員 小宮山常吉君

家内業的製産品である身辺細貨に対する物品稅は、庫出税となつてゐるため製造業者の犠牲が大きく業者は萎微滅亡の窮地に置かれており、また現制度は輸出振興上の一大障害となつてゐるから、諸外国の例にもあるように身辺細貨に対する物品稅を小売課稅に改められたいとの請願。

第一二五三号 昭和二十五年三月二日受理

衛生かばんの免税点引上げに關する請願

請願者 東京都台東区象潟町二ノ五 三井松次郎

紹介議員 黒田 英雄君 石原幹 市郎君 油井賢太郎君 赤松 常子君 河崎 ナツ君

衛生かばんは、公衆衛生上極めて一般実用的のものであり衛生かばんとしての機能も備へ完全に使命を果さなければならぬ。しかるに現在では五百円以内を實用範圍として免税点を五百円としてゐるが現今の經濟狀態下においては五百円以下では全く不完全で實用にならずまた購賣力の低下により實用價值の範圍内で課稅することは普及力を減殺し公衆衛生上遺憾であると共にこの種企業の崩壊をきたすから、現行五百円を一千円に引き上げられたいとの請願。

第一二六八号 昭和二十五年三月三日受理

生活協同組合住宅事業に融資の請願

請願者 東京都港区南佐久間町 一ノ八全東京生活協同組合住宅事業協会内 今井哲外二名

紹介議員 姫井 伊介君 天田 勝正君

生活協同組合の使命は、国民生活の安定およびその改善向上にある。しかして現下最も不安な状態に置かれてゐるものは住宅であり、住宅建設の事業に目下本組合に課せられた唯一最大の責務となつてゐるが、何分にも本事業には巨額の資金を必要とし、その積極的な推進は一向に政府の融資を不可欠とするものであるから、本組合の住宅事業に對し資金融資の方途を購せられたいとの請願。

第一二七四号 昭和二十五年三月三日受理

生活協同組合に課稅反對の請願

請願者 東京都豊島区高田南町 三ノ八〇三 藤田逸男

紹介議員 姫井 伊介君 天田 勝正君

生活協同組合は、その目的および社会的責任においても、組織および活動においても、一般営利法人と全く立場が異なり、あくまで非営利を原則とする法人である。しかるに今回の稅制改革においては、さきに制定した消費生活協同組合法の目的、精神を踏みにじり、無理難題課稅が突如され、いまや崩壊の危機に直面してゐるから、相互扶助の精神により、組織、運営される生活協同組合に對しては、法人稅、附加價值稅固定資産稅、住民稅等を免除せられたいとの請願。

第一二七号 昭和二十五年三月三日受理

生活協同組合および労働組合に課稅反對の請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ一二全日本産業別労働組合会議内 吉田資治 外四名

紹介議員 塚本 重藏君 天田 勝正君

今回の稅制改革案によれば、労働組合の厚生事業および生活協同組合の活動を営利行為と見なしてゐるが、生活協同組合および労働組合の厚生活動は、社会的性格を具へ、その資産は組合員の協同資産であるから、営利行為とするのは不合理である。とくに附加價值稅の課稅は、これらの組合を根本的に破壊するものであるから、生活協同組合および労働組合に對しては、あらゆる稅を免税とせられたいとの請願。

第一二九一号 昭和二十五年三月三日受理

白下糖の消費稅輕廢に關する請願

請願者 高知県安芸郡馬ノ上村 長 野崎利光 寺尾 豊君

紹介議員 寺尾 豊君

白下糖は、暖地農業にとつてその生命ともいへべき適地適作物であるが、とくに高知県下の農民は、白下糖の耕作によつて現下の窮状を打開しようとしてゐる。しかるに政府は、シャウパ勸告に基いて稅制の改革を実施したにもかかわらず、白下糖の消費稅が未だに廢止されず、このままでは高知県下の農業は全滅の危機に陥るから、暖地農業の經營合理化のため、白下糖に對する消費稅を撤廢せられたいとの請願。

第一二九七号 昭和二十五年三月四日受理

消費生活協同組合住宅事業に融資の請願

請願者 東京都豊島区高田南町 三ノ八〇三日本協同組合同盟内 藤田逸男

紹介議員 小泉 秀吉君 天田 勝正君

消費生活協同組合は、その目的にかんがみ、国民大衆のための住宅事業を行う適當な機關である。しかるに住宅事業を行うためには多額な資金を必要とするが、消費生活協同組合独自の資金で行うことは、現下の情勢において極めて困難であるから、住宅建設を促進するため、消費生活協同組合に對して住宅事業のための融資を行われたいとの請願。

第一三二二号 昭和二十五年三月六日受理

揮発油稅輕減に關する請願

請願者 福島県白河市宇部内四〇白河貨物自動車運送株式会社取締役社長 關根勝治外一名

紹介議員 橋本萬石衛門君

わが国における揮発油消費量の八十四パーセントは、自動車用であり、しかもその五割を占めるものは貨物自動車である。しかるに貨物運賃については、低物價政策が採られてゐるのであるから、揮発油稅および附加價值稅等運賃に織込まれる間接稅はできる限り低率とすべきである。また揮発油の必要性およびガソリン車と代燃車の有効價格の均衡等を考慮すると、揮発油稅の引下げは當然であるから、崩壊直前にあるトラック事業の危機打開のため、現行百パーセントの揮発油稅を五十パーセント以下に引き下げられたいとの請願。

第一三二七号 昭和二十五年三月六日受理

山形県大石田町にたばこ收納所設置の請願

請願者 山形県北村山郡大石田町大石田町たばこ耕作組合長 二藤部喜之助 外二名

紹介議員 小杉 繁安君

山形県大石田町は、当地方のたばこ産地北村山郡北部十一箇町村の中心地であるが、たばこ收納の施設がないため、当地方におけるたばこ耕作者は運搬その他に極めて多くの時間と労力を浪費してゐる。とくに積雪地帯であるため、冬期における苦勞は極めて多

大であるから、敷地の準備もできてい
る大石町にたばこ収納所を設置せられ
たいとの請願。

第一三三七号 昭和二十五年三月七
日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 福岡市薬院露切町二五
西日本トラック運送株
式会社取締役社長 山
崎正次郎外一名

紹介議員 野田 俊作君 矢野
西雄君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一三四一号 昭和二十五年三月七
日受理

揮発油税軽減に関する請願

請願者 奈良市三條川崎町二三
七奈良県貨物自動車協
会内 河崎正司外五名
紹介議員 新谷寅三郎君 堀越
儀郎君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同
じである。

第一三四三号 昭和二十五年三月七
日受理

光学機用ケースの物品税軽減に関する
請願

請願者 東京都台東区浅草小島
町一ノ一九東京光学機
具工業協同組合理事
長 奈良虎雄外五名
紹介議員 林屋龜次郎君

本年一月一日より施行せられた物品税
の全面的改訂により、光学機用ケース
は六割の税率になったが、元来この

ケース類はカメラ同様で、いく品と
して同一視すべきものではなく、單
なる携帶品であつて写真機類と同率の課
税は不合理であるから、光学機用ケー
スに対する物品税を軽減せられたいと
の請願。

第二四四号 昭和二十五年三月六日
受理

国家公務員共済組合法中一部改正に關
する陳情

陳願者 東京都中野区鷺宮二ノ七
八二 森本清吾外八百四
十三名

昨年五月の国家公務員共済組合法の改
正により国家公務員中の雇よう人は、
新に退職手当等を対象とする長期給付
のため掛金として俸給の千分の四十五
を徴収されることになり、徴収額は従
来の短期給付用の千分の三十五を加え
て一挙に三倍弱の値上げとなつたが、
退職等に対して保障が與えられること
はもろん異存ないが、最低生活さえ
確保されない給與から七パーセントを
差し引かれることは下級職員に取つて
は経済上重大な打撃であるから、国家
公務員共済組合法第六十九條の第一号
および第二号の国庫負担率を増加し、
一般職員の負担を軽減されるよう改正
せられたいとの陳情。

三月二十日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、国庫出納金等端数計算法案
国庫出納金等端数計算法案

(通則)
第一条 国、法令による公園、連合

国軍人住宅公社、日本専売公社、
日本国有鉄道、復興金融公庫、国
民金融公庫、住宅金融公庫、船舶
運管会、商船管理委員会、持株会
社整理委員会、閉鎖機関整理委員
会、証券処理調整協議会、地方公
共団体及び政令で指定する公共組
合(以下「国及び公団等」という。)
が収納し、若しくは支拂う金額又
は国税若しくは地方税の課税標準
額についての端数計算は、この法
律の定めるところによる。

2 他の法令中の端数計算に関する
規定がこの法律の規定に矛盾し、
又は、触れる場合には、この法
律の規定が優先する。

(全額収納又は全額支拂)
第二条 国及び公団等が一時に収納
し、又は支拂う場合において、そ
の収入金又は支拂金の金額は五十
銭未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨て、五十銭以上
一円未満の端数があるときは、そ
の端数金額を一円として計算す
る。

2 前項の場合において、国及び公
団等の収入金の全額が一円未満で
あるときは、その全額を切り捨て、
支拂金の全額が一円未満であると
きは、その金額を一円として計算
する。

3 国及び公団等相互の間又は国若
しくは地方公共団体の組織相互の
間において支拂う金額の全額が一
円未満であるときは、前項の規定
にかかわらず、その全額を切捨て
る。

(分割収納又は分割支拂)
第三条 国及び公団等が分割して收

納し、又は支拂う金額を計算する
場合においては、その総額につい
て、前條の規定を準用してこれを
計算した後、分割金額を算出す
る。

2 前項の規定により算出した分割
金額に一円未満の端数があるとき
、又はその分割金額の全額が一
円未満であるときは、その端数金
額又はその分割金額の全額は、す
べて最初に収納する金額又は支拂
う金額に合算するものとする。

(精算金額の端数計算)
第四条 第二條の規定は、国及び公
団等が概算支拂若しくは前金拂をし
又は受けた場合における精算金額
の算定について準用する。

(課税標準額の端数計算)
第五条 国税又は地方税の課税標準
額を算定する場合において、その
課税標準額に百円未満の端数があ
るとき、又はその全額が百円未満
であるときは、その端数金額又は
その全額を切捨てる。

2 政令をもつて指定する国税又は
地方税の課税標準額については、
前項の規定にかかわらず、その課
税標準額に一円未満の端数がある
とき、又はその全額が一円未満で
あるときは、その端数金額又はそ
の全額を切捨てる。

(国税収入金等の端数計算の特例)
第六条 国税又は地方税を一時に收
納する場合において、その収入金
の金額に十円未満の端数があると
き、又はその全額が十円未満であ
るときは、第二條の規定にかかわ
らず、その端数金額又はその全額

を切り捨てる。

2 政令をもつて指定する国税又は
地方税を一時に収納する場合につ
いては、第二條及び前項の規定に
にかかわらずその収入金の金額に
一円未満の端数があるとき、又はそ
の全額が一円未満であるときは、
その端数金額又はその全額を切り
捨てる。

3 第三條の規定は、国税又は地方
税を分割して収納する場合におけ
る分割金額の計算について準用す
る。この場合において、当該国税
又は地方税が政令をもつて指定す
る国税又は地方税以外の国税又は
地方税であるときは、第三條第一
項中「前條」とあるのは、「第六條第
一項」と、同條第二項中「一円」と
あるのは「十円」と読み替え、当該
国税又は地方税が政令をもつて指
定する国税又は地方税であるとき
は、第三條第一項中「前條」とある
のは「第六條第二項」と読み替える
ものとする。

4 国税又は地方税の還付金の金額
に一円未満の端数があるとき、又
はその全額が一円未満であるとき
は、第二條の規定にかかわらず、
その端数金額又はその全額を一円
として計算する。

(適用除外)
第七條 この法律は、第二項及び第
三項の規定に該当する場合を除
き、左の各号に掲げるものについ
ては適用しない。

一 外国為替等(外国為替、外国
通貨並びに外国通貨をもつて表
示する証券(財産権を証する証
書及び帳簿を含む。)及び債権

をいう。）を基礎とする収入金又は支拂金

二 郵便切手をもつて納付する郵便料金

三 欠損補てん金

四 没入金、没收金、犯罪に基く追徴金又は法令により当然国庫に帰属する収入金

五 国債証券に対する利子

六 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八條、第九條、第十條及び附則第二項の規定による遅延利息

七 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一條第三項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十二條第三項、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十一條第五項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二條本文及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十六條の規定により徴収する延滞金

八 地方公共団体等の収入金で法令により当然これらの団体に帰属するもの

九 前各号に掲げるものの外政令で指定するもの

2 前項第一号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げるもの（第六号に掲げるものについては、当該各規定によりその額について特定されたものに限る。）について收納し、又は支拂う場合において、その金額に一銭未満の端数があるとき、又はその金額が一銭未満であるときは、その端数金額又はその

の金額を切り捨てる。

3 第一項第四号に掲げるものを收納する場合において、その金額に一円未満の端数があるとき、又はその金額が一円未満であるときは、その端数金額又はその金額は、大蔵省令で定めるところにより、出納官吏に一時保管させることができる。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 国庫出納金端数計算法（大正五年法律第二号）は、廃止する。

3 この法律施行前に、国及び公団等が納入の告知をなしたものに係る收納又は支拂義務の確定したものに係る支拂については、なお従前の例による。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案

（各特別会計からの繰入）

第一條 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し行政機関職員定員法施行に伴い退職する

職員に対して支給される退職手当に関する政令（昭和二十四年政令第二百六十三号）第五條第一項又は昭和二十四年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第二百六十四号）第十條第一項に規定する差額に相当する退職手当を支給する財源に充てるため、造幣庁特別会計、印刷庁特別会計、大蔵省預金部特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国立病院特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保険特別会計、漁船再保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営競馬特別会計、アールホール専売事業特別会計、貿易特別会計、郵政事業特別会計、電気通信事業特別会計、労働者災害補償保険特別会計及び失業保険特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

（公団等からの納付）

第二條 法令による公団、日本専売公社、日本国有鉄道、国民金融公庫及び船舶運賃会、（以下「公団等」という。）は、その退職した職員で失業しているものに対し前條に規定する退職手当を支給する財源に充てるため、当該公団等の負担すべき金額を、当該公団等の予算の定めるところにより、政府の一般会計に納付しなければならない。

（一般会計の受入金の過不足額の調整）

第三條 一般会計において前二條の

規定により各特別会計及び公団等から受け入れた金額が、当該年度における各特別会計及び公団等の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において前二條の規定により各特別会計及び公団等から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌翌年度までに各特別会計及び公団等から補てんするものとする。

（繰入又は納付の方法）

第四條 第一條又は第二條の規定による繰入及び納付の方法については、必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国税犯則取締法の一部を改正する法律案

国税犯則取締法の一部を改正する法律案

（改正）

第三條の次に左の一條を加える。

第三條之二 收税官吏臨検、搜索又は差押ヲ為スニ當リ必要アルトキハ錠ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク等ノ処分ヲ為スコトヲ得

前項ノ処分ハ差押物件又ハ領置物件ニ付テモ之ヲ為スコトヲ得

第六條に次の一項を加える。

女子ノ身体ノ搜索ニ付テハ成年ノ女子ヲシテ立会ハシムベシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條第一項中「犯則事実ヲ証明スベキ」を削り、「差押ヘタルトキハ其ノ差押目録」を「差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録」に改め、「所持者ハ其ノ差押目録」の下に「又ハ領置目録」を加え、同條第二項中「差押物件」を「差押物件又ハ領置物件」に、「市町村」を「官公署」に改め、同條第三項中「差押物件」を「差押物件又ハ領置物件」に改め、同項の次に次の二頁を加える。

收税官吏差押物件又ハ領置物件ニ付留置ノ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ還付スベシ

第九條及び第十條中「検査、」の下に「領置、」を加える。

第十二條第一項但書中「必要トスルトキ」の下に「及急速ヲ要スル場合ニシテ国税庁長官又ハ国税局長ヨリ他ノ国税局又ハ稅務署ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキ」を加える。

第十三條第一項に次の但書を加え、同項を同條第二項とする。

但シ前項各号ノ規定ニ該當スルトキハ直ニ告発スベシ

同條第二項中「国税局長又ハ稅務署長」を「所轄国税局長又ハ所轄稅務署長」に改め、同項を同條第一項とする。

第十四條第二項中「又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル犯則事件同條第二項各号ノ場合ニ該當ス

ルトキ」を削る。

第十七條第一項中「七日」を「二十日」に改める。

第十八條第一項中「差押物件」の下に「又ハ領置物件」を、「差押目録」の下に「又ハ領置目録」を加え、同條第二項中「差押物件」の下に「又ハ領置物件」を加え、「市町村」を「官公署」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項ノ規定ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ引継アリタルトキハ当該物件ハ檢察官ガ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ押收シタル物トス

第十九條第二項を削る。

第二十一條を次のように改める。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第七條第三項の改正規定は、この法律施行後領置した物件について適用する。

2 たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第五項を第六項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合において、国税犯則取締法第十二條第一項但書に規定する国税庁長官の職務は、大蔵大臣が行う。

3 塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中「第五項」の下に、「第六項」を加え、「第七項

から第十項まで」を「第八項から第十項まで」に改める。

4 しよう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中「第五項」の下に「第六項」を加え、「第七項から第十項まで」を「第八項から第十項まで」に改める。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案

薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案
薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律

第一條 薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第百四十七号）は、廃止する。

第二條 薪炭需給調節特別会計において、薪炭需給調節特別会計法第五條第二項の規定により措り換えた証券の償還、財源に充てるため、一年内に償還すべき証券を発行することができる。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第二條の規定は、公布の日から施行する。

2 この会計の昭和二十四年度の歳入歳出決算に関しては、旧薪炭需給調節特別会計法は、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

3 この会計廃止の際この会計に属する資産及び負債は、一般会計に

帰属せしめる。

4 国営競馬特別会計法（昭和二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の一條を加える。
（歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書の作製及び送付）

第七條の二 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。
（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十一條の二 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十三條を次のように改める。
（支出未済額の繰越）

第十三條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十三條の規定は、適用しない。

3 農林大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をした

ときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

第十四條の次に次の一條を加える。
（一時借入金金の利子相当額の繰入）

第十四條の二 この会計の投票券勘定又は業務勘定の負担に属する一時借入金金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

昭和二十五年四月十日印刷

昭和二十五年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所